

令和7年度起業支援による女性活躍のまちづくりを通じた関係人口創出事業委託業務 基本仕様書

1 業務の名称

令和7年度 起業支援による女性活躍のまちづくりを通じた関係人口創出事業委託業務

2 適用範囲

本業務は、契約書及び本仕様書に基づき実施しなければならない。

3 業務の目的

女性が担う社会的な役割は非常に大きいものがあり、女性ならではの視点や柔軟性による社会への積極的な参画が期待されている。茅野市が掲げる「活力と魅力があふれる稼げるまち」の手法のひとつとして「女性の活躍」があり、市として女性が活躍し躍動できるまち「茅野」を確立していく必要がある。また、情報発信を実施することで、UIJ ターンを検討する若者や女性が新たに当市に住み続けたいまちとなること目指すことで、関係人口の創出・拡大を図っていく。加えて、令和6年度実施した事業参加者の創業に向けた支援を行っていく。

4 業務場所

茅野市内

5 業務の内容

- (1) 女性のための起業支援プログラムの実施や事業の周知、ビジネスセミナー開催に加え、メディアプロモーションを通じた関係人口の創出・拡大
- (2) ビジネスセミナー参加者によるビジネスコンテスト等の開催
- (3) 女性や若者を対象とした起業・創業に向けた支援
- (4) 協力機関（メディア・マスコミ等）や団体との連携・調整
- (5) その他必要な業務

6 業務の詳細

- (1) 女性のための起業支援プログラムの実施やメディアプロモーションを通じた関係人口の創出・拡大
 - ・ビジネスセミナーとは、女性や若者視点による地域課題等をテーマにすること
 - ・SNS等を活用したプロモーション、情報発信及び関係人口の計測
 - ・起業に向けての支援、育成プログラムの実施
 - ・コンテストの実施など発表の場の提供
 - ・ビジネスセミナーやコンテストの参加者への起業・創業に向けた伴走支援
 - ・本事業を通じて当市へ関心を持ってくれた人のニーズや動向を把握し、情報を相互に発信できるソリューションの検討
- (2) その他必要な業務

上記のほか、必要な業務については、市と協議の上、実施するものとする。

※本事業は、内閣府の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用した令和6年度からの3か年事業として、関係人口の創出事業を実施するだけでなく、本事業がモデル化し自走して継続実施していくこと、同モデルを茅野市のまちづくり交流における効果促進事業として積極的にマスコミ等を活用した情報発信をしていくことも含め計画している。なお、令和8年度の事業内容等については年度の当初に決定する。

7 履行期間

契約確定の日から令和8年3月31日（火）まで

8 事業予算

3,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

※この金額は、見積り合わせ時の予定価格となるものではない。

9 ～令和8年度の計画～

- (1) 1年目・2年目に実施したビジネスコンテスト参加者や当市に興味を持った関係人口候補者が茅野市の地域課題などをテーマとした創業など新たな取り組みや活動を支援していく。
- (2) ビジネスコンテストの地域内継続のための人材育成
- (3) 茅野市の地域課題に限定したテーマとしたビジネスセミナー・コンテストの実施
- (4) 茅野市をフィールドとした創業等の活動支援
- (5) 実施したプロモーションイベントやビジネスセミナーへの参加者や当市に興味を持った関係人口候補者が茅野市の地域課題などをテーマに展開する事業など新たな取り組みや活動の伴走支援
- (6) 将来的に支援事業が自走できるビジネスモデル（外部資金の調達を含む。）を想定した支援

10 成果品

当業務の成果品は次のとおりとし、受注者は、令和8年3月31日（火）までに実施した事業に係る業務完了後速やかに市へ提出すること。また、このほかに必要となる書類がある場合は、市と協議して決定すること。

- | | |
|------------------------|----|
| ① 実績報告書 | 一式 |
| ② 関連資料 | 一式 |
| ③ デジタルデータ（CD-R等に納めたもの） | 一式 |

11 特記事項

(1) 業務に関する法規への対応

受注者は、受託業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の関連法規、労働関係法及び関連する法令等を遵守すること。

(2) 著作権等

ア 本事業の調達において納品された成果物等に関する権利は、本市に帰属するものとする。

イ 受注者が著作権を有するものであって、その全部または一部を成果物として提供する場合には、本市は行政運営における利用目的の範囲内でこれを改変し使用することができるものとする。

ウ 第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じたときは、当該紛争の原因が専ら本市の責に帰する場合を除き、受注者の責任及び負担により一切を処理するものとする。

(3) 機密保持

ア 受注者は、受託業務の実施の過程で本市が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、関連業者が提示した情報及び受注者が作成した情報を、本受託業務の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。また、契約期間終了後も同等の措置を講ずること。

イ 受注者は、本受託業務を実施するに当たり、本市から入手した資料等については、管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。

(ア) 受注者における提供情報等の複製は原則禁止する。ただし、受託者において複製が必要であると判断した場合には、あらかじめ本市と協議を行い、その承認を得ること。

(イ) 受託業務に必要ななくなり次第、速やかに本市へ返却すること。

(ウ) 受託業務完了後は、情報を削除または返却し、受注者において当該情報を保持しないこと。

ウ 茅野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年4月施行）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

12 その他

業務の遂行に当たっては、本市と十分に協議を行い、本市の意見や要望を取り入れながら実施すること。